

野々市市交遊舎を御利用の皆様へ（重要事項説明書）

野々市市交遊舎は、予備避難所や期日前投票所、第7投票所として指定されている施設です。つきましては、災害発生時や衆議院の解散などにより突発的に選挙期日が決定した場合、野々市市交遊舎条例第9条に基づき、選挙期間と御予約日が重複している利用者様の御予約をキャンセルさせていただきます場合がございますので、予め御了承ください。

なお、その場合、御予約分の使用料は全額返金させていただきますが、代替施設の御予約につきましては申請者様で行っていただくこととなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症へと変更されたことに伴い、今後は、以下の対策等を講じたうえでの御利用をお願いいたします。

- ①「3つの密」（密閉・密集・密接）の回避
- ②こまめな手洗い
- ③効率的な換気
- ④場面に応じた適切なマスクの着脱（※）

①～④をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底してください。

※「マスクの着用」の考え方について（令和5年3月13日から）

マスクの着用については、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本となります。マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されるよう御配慮をお願いします。

※インボイス制度に対応した領収書の交付について（令和5年10月1日から）

インボイス制度に対応した領収書の交付を希望される方は、窓口にてお申し付けください。なお、発行済みの領収書と引き換えに交付するため、お申し付けの際は、発行済みの領収書を忘れずにお持ちください。

野々市市交遊舎